



南国市教職員衛生委員会について

学校においても「労働安全衛生法」に基づいた労働安全衛生管理体制の整備が求められています。教職員の皆さんに本市における「南国市教職員衛生委員会」等の労働安全衛生体制の整備や取組等について紹介します。

1. 卫生委員会とは

事業者の責務として労働災害の防止、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保する必要があり、そのための協議の場として衛生委員会等の設置が「労働安全衛生法」により義務づけられています。



2. 卫生委員会の必要性・取組等

職場における、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進等について調査・審議する場です。働く者の声を大事にしながら、その解決・改善を労使で話し合い、職場の労働衛生を促進していくことが目的です。

学校における労働安全衛生
管理体制の整備

教職員が教育活動に専念で
きる適切な労働環境の確保

学校教育全体の質の向上

【本市での取組概要】

○平成27年度の主な取組

- ◆「南国市教職員衛生委員会」を設置〔南国市教育委員会事務局・産業医・南国市立小中学校に勤務する教職員（校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職等から市教委が委嘱・任命）15名で構成〕
- ◆労働安全衛生法及び教職員のメンタルヘルスについての研修 等

○平成28年度の主な取組

- ◆教職員のメンタルヘルスについての研修 ◆ストレスチェックの実施に向けた実施規程についての審議
- ◆ストレスチェックの実施及び結果を受けての課題改善に向けた協議 ◆閉学日（夏季休業）の設定協議 等

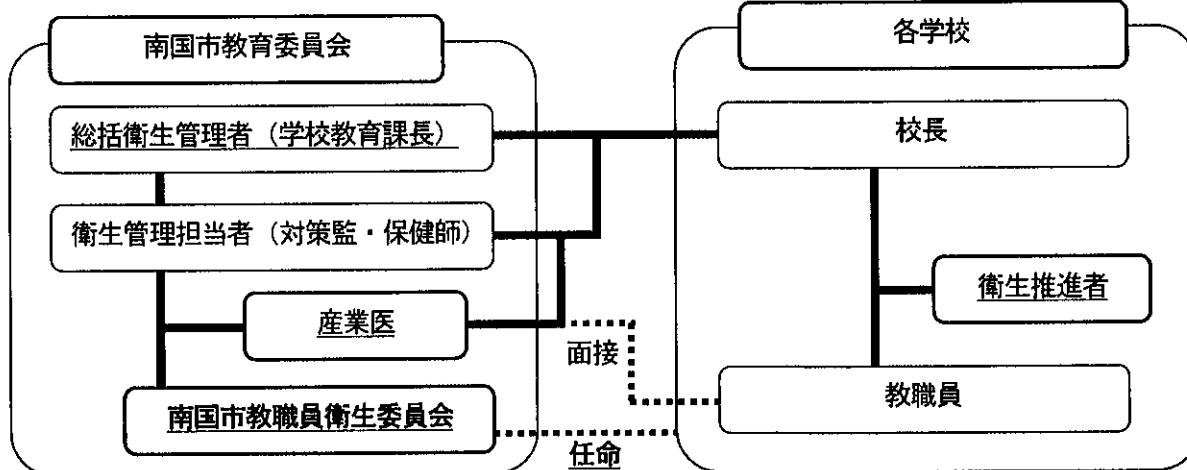
○平成29年度の主な取組

- ◆労働衛生調査研究指定校を設置し、教職員の労働時間の把握・長時間勤務者の医師による面接指導の体制整備についての調査・審議を実施 ◆ストレスチェックを年2回実施 ◆定時退校日、部活動休養日の設定 等

○平成30年度の主な取組

- ◆全小中学校で教職員の労働時間の把握・長時間勤務者の医師による面接指導の体制整備
- ◆ストレスチェックを年2回実施 ◆定時退校日、部活動休養日の設定 等

3. 南国市教職員衛生委員会等の組織



衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関（市教委が委嘱・任命する教職員、産業医等で構成）

統括衛生管理者：衛生に係る業務を統括管理する者。（学校教育課長の職にある者が務める。）

産業医：教職員の健康管理等を行う者。（厚生労働大臣が定める研修を修了した者から市教委が選任。）

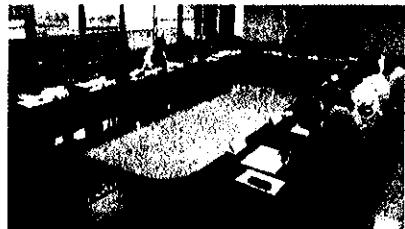
衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者。（業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者から校長が選任する。）

本市の教職員衛生委員会については、「南国市立学校教職員衛生管理規定」により定められております。関係条項を抜粋して、掲載します。

衛生委員会について（第9条）

次に掲げる事項を総合的に調査審議する。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策で、教職員の衛生及び健康管理に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関すること。



統括衛生管理者及び衛生推進者の所掌する業務（第5条）

- (1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 教職員の職務環境の維持管理に関すること。
- (3) 教職員の健康管理に関すること。
- (4) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。
- (6) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。



産業医の所掌する業務（第8条）

- (1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 労働者の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

平成30年度の取組予定

① ストレスチェックの実施（全校）

※ 年間2回(6月、10月)にストレスチェックを実施し、高ストレス者への産業医の面接指導を実施できる体制を整える。

② 閉庁日（夏季休業中）の設定（8月9日～8月15日）

③ 南国市立小中学校教職員労働時間の把握

※ 教職員の労働時間の把握及び長時間勤務者への医師による面接指導を実施し、本市における労働衛生環境の整備・改善等を図る。

④ 働き方改革事業（県指定：香長中学校）

※ 校務支援員の配置や働き方改革を推進することにより、子どもと向き合う時間の拡大につなげ、組織的な学力向上の取組の充実を目指す。

⑤ 南国市教職員衛生委員会の開催（5月28日、10月15日、1月21日）

⑥ 定時退校日、部活動休養日の設定

